

令和 7 年度 推進計画

東京都職業能力開発協会
技能振興コーナー

令和7年度 若年技能者人材育成支援等事業

東京都における推進計画

令和7年度の「厚生労働省若年技能者人材育成支援等事業実施要領」及び「東京都委託事業実施計画」、令和6年度の連携会議等の意見を踏まえ、技能振興の取組みやものづくりマイスター派遣等の事業を実施するにあたっての運営や連携・協力の在り方などを示した、東京都における若年技能者人材育成支援等事業の推進計画を策定する。

1 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等

(1) ものづくりマイスターの開拓

新規認定職種の周知と開拓やニーズの高い職種の開拓など取組み、ものづくりマイスターの登録数（ストック）及び登録職種の数（メニュー）を増やしていく。

①新たな認定職種やニーズの高い職種等の開拓

- ・本年度新規に認定された職種の周知と開拓を図る。
- ・活動意思確認の結果や派遣ニーズの高い職種（造園、大工、機械加工など）について開拓を強化していく。

②申請（認定・登録）の促進

- ・説明会等の実施

業界団体や技能士会へものづくりマイスター申請の方法や認定基準についての案内を行うと共に新たに認定された6職種の関係団体へも説明等を実施し、認定申請の促進を図る。

- ・協力関係にある団体への訪問

東京都職業能力開発協会は、技能検定協力団体(73 団体（職種))、東京都技能士会連合会及び各職種技能士会（33 職種）と密接な協力関係にあり、これらの組織に個別訪問(2 日/月)などでものづくりマイスター開拓の協力を要請し、申請に繋げる。

- ・HP、パンフレット等を活用した広報活動

HP、パンフレット等を活用して広報活動を展開し制度の周知を図る。

③職業教育訓練施設等の講師に対する働きかけ

幅広い職種について職業教育訓練を行っている職業能力関係施設や専門学校等の協力を得て、当該施設のものづくり職種の講師に対して認定申請を要請する。

*** 新規認定者数：30 人以上**

(2) ものづくりマイスターへの説明

認定を受けたものづくりマイスターに対して、若年事業者への効果的な技能の継承や後継者の育成を行うため、指導技法等講習を受講する必要性を周知する。（認定時随時周知）

(3) 申請書類等の取りまとめ

ものづくりマイスターの申請する者に対して認定書類のチェックを厳格に行うと共に関係団体の事務局に対して申請方法の周知を図る。中央技能振興センターに申請書を提出する。

*** 提出回数：3 回程度（認定審査会数）**

(4) ものづくりマイスターに対する研修の実施

- ①認定されたものづくりマイスターに対し、指導技法の習得と向上等のための講習会を認定時に開催する。開催回数は、認定（3 回程度）毎に実施する。
- ②研修内容は、中央技能振興センター作成のテキストを活用する。
- ③ものづくりマイスター活動意志確認と活動実績のない方への対応
過去 3 年間活動実績のないものづくりマイスターに対し、ものづくりマイスターとしての活動の意思確認を行い活動意思がある場合は、最新版のテキストや事例集等の情報提供を行う。

* 指導技法講習：年 3 回程度

2 ものづくりマイスターの活用に係る業務

(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助

コーナーの相談窓口において、下記により人材育成やものづくりマイスター等の派遣に係わる相談・援助を行う。

①相談窓口の設置

東京都技能振興コーナーに若年技能者の人材育成に係る相談窓口を設置する。

②人材育成の相談・援助

技能検定の実技試験や競技大会の課題等を活用した人材育成の取組マニュアルや好事例集の紹介を行う。

また、企業等の訓練計画作成のアドバイス、指導者の派遣・紹介、好事例の紹介、訓練施設のコーディネート等を行う。

③具体的な相談・援助方法

- ・学校関係：工業高校等学校校長会や小中学校を訪問（4 月～6 月）し事業説明を行う。また 3 級技能検定の資格付与について案内する。
- ・企業・団体では、訪問し事業説明の実施や随時相談の実施。HP に相談コーナーを設置する。
- ・連携会議委員から実施上の工夫やアドバイスを頂くと同時に持っている情報を通してニーズを把握し派遣に繋げる。

④ものづくりマイスター制度の紹介

技能振興コーナーのホームページにおける制度の紹介やパンフレット等を活用し、効果的に制度の周知を図る。

(2) ものづくりマイスター派遣による指導の実施

ものづくりマイスターを中小企業・業界団体や工業高校等学校等に派遣し従業員や生徒等に対して、講習や実技指導等を行う。

①中小企業・業界団体へのものづくりマイスターの派遣

企業等における派遣指導の活用を促し、若年技能者の育成を幅広く行うため、新規利用企業等の開拓に積極的に取り組んでいく。

(ア) 地域の産業振興団体等に直接訪問し、ものづくりマイスター派遣のパンフレット等による周知と会員企業に対する制度の周知を依頼する。

(イ) 前年度に訪問した産業経済部門や産業団体へ再度訪問してニーズを聞き取るとともに、パンフレット等による関係企業への周知を依頼する。(城南・城北・多摩地域等)。

また、訪問後もフォローを行い、継続的に意見交換等を行っていく。

(ウ) 東京都の職業能力開発センターと人材育成に係わる情報の提供(連絡協議会に出席し事業の周知) などにより連携していく。

(エ) ハローワーク等との連携を強化し、人材育成を求めている企業に対してマイスター派遣の情報提供を行う。

(オ) 事業について、当協会HPを活用し情報提供を行う。

***企業派遣等：受講者延人数 900 人日**

②工業高校等学校へのものづくりマイスターの派遣

- (ア)工業高校等学校については、派遣依頼が多いことから事前にニーズ調査（3月実施）を行的に依頼校が活用できるように調整を図る。
- (イ)新規活用校については、派遣内容のニーズを確実に把握し、ものづくりマイスターと調整を図り、きめ細かな派遣計画を作成する。
- (ウ)実施に当たっては、主に技能検定課題や技能競技大会の競技課題等を活用し、技能検定受検の促進に繋がるようにニーズに合った実技指導を行う。

***工業高校等学校派遣：受講者延人数 3,400 人日**

③指導内容の記録、課題等の伝達

ものづくりマイスターは受講の到達度の評価などを受講生に伝える。また、受講者の感想等をアンケート等により記録する。

(3)若者に対する「ものづくりの魅力」発信

①地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対して実施

- ・実施にあたっては、サポートステーションの関係者と密接な連携を図って行う。

***サポートステーション派遣：受講者延人数 20 人日**

②小中学校等の児童・生徒に対して発信(教師及び保護者等含む)

- ・ものづくりの魅力が伝わるようものづくり体験と職業を紹介した冊子などを配付するなどの工夫をする。

***小中学校派遣：受講者人数 180 人日**

③公民館等の公共施設又は民間施設のイベントエリア等へのものづくりマイスター派遣
若年者をはじめ幅広い年齢の方々に対して実技指導、実演や体験指導を実施する。

- (ア)各区・市等が実施する様々な地域のイベント等の情報を収集し、それらに参加するようしていく。
- (イ)ものづくり体験等が体験する職業像にどのように結びつくかの説明や紹介の冊子等の配付などを行う。

***イベントエリア等派遣：受講者人数 1,000 人日**

(4)熟練技能者等による派遣指導等の実施

ものづくりマイスター認定職種以外の技能分野の実技指導の要請に対し、当該分野等の熟練技能者を派遣する。

***熟練技能者派遣：受講者延人数 100 人日**

3 地域における技能振興事業

(1)技能五輪全国大会の予選の実施

技能五輪全国大会（愛知県開催）に向け、予選職種の関係業界と連携・協力して予選会を実施。

***3職種：西洋料理、洋菓子製造、電工**

(2) 技能五輪全国大会等への参加支援の実施

技能五輪全国大会（愛知県開催）、若年者ものづくり競技大会（香川県開催）に選手として参加する場合に、参加選手やその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行う。（選手が大企業に雇用されている場合を除く。）

* 支援予定者数：技能五輪全国大会（56 人）、若年者ものづくり競技大会（20 人）

(3) 卓越技能者は（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援

社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和 7 年度「卓越した技能者」被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツの作成を支援する。（東京都の被表彰者にプロフィール等を取材し、中央技能振興センターに 1 月末までに報告する。）

* 令和 7 年度：被表彰者数

4 連携会議の設置・運営

(1) 連携会議の設置・運営

① 連携会議の開催

支援等事業の実施に当たり、東京都の産業特性や就業構造を踏まえた的確な事業を行っていくため、関係機関の協力のもと、推進計画の決定や事業の進捗管理、次年度に向けた改善事項の取りまとめ等を行う連携会議を開催する。

② 連携会議の委員

学識経験者、経営者団体、労働者団体、教育機関、行政機関（東京労働局、東京都）の中から各 2 名程度を目途に選任する。

③ 専門分科会

連携会議の下に、事業運営に精通した現場に近い関係者で構成した専門分科会を設置し、企業等における人材育成や若年技能者のレベル向上、地域の実情に応じた技能振興の取組み等について検討する。

④ 専門分科会の委員

学識経験者、業界団体、教育機関、行政機関から 14 名程度の範囲内で選任する。

⑤ 開催時期

- ・ 連携会議 年 2 回（5 月、12 月）
- ・ 専門分科会 開催は、本会議の状況により随時開催（年 2 回程度）

(2) 東京労働局との連携

大学や専門学校等の教育機関及び中小企業等におけるものづくりマイスターの派遣先の開拓を図るため、東京労働局と次の連携を行っていく。

- ・ ハローワーク庁舎内にパンフレットの配架などの取組について検討する。
 - * 中央技能振興センターの作成した大学等教育機関用、中小企業用リーフレット活用
- ・ 連携会議委員として東京労働局職員を委嘱
- ・ 派遣ニーズのある企業の開拓のため、ハローワークの公開求人票を活用する。